

平成11年度予算 情報公開条例可決

平成11年度予算などを審議する横越町議会3月定例会が、3月9日から16日までの8日間の会期で開催されました。初日には、町長の行政報告、施政方針が述べられた後、一名の議員が一般質問に立ち、生ゴミ処理機購入の補助について質問しました。

会期中に本会議、予算審査特別委員会等が開かれ、提案された予算、条例等が審議されました。最終日の16日に委員会の報告がなされ、全議案それぞれ原案どおり可決されました。

- 平成11年度当初予算
(一般会計については、2、3ページに掲載。特別会計については5月号で掲載予定)
- 平成10年度一般会計補正予算(第6号)
道路除雪委託料500万円を追加しました。
- 平成10年度一般会計補正予算(第7号)
県道路事業負担金1、292万円、地域振興券補助金608万円、一般農道整備事業負担金

自治功勞者表彰表

3月定例会の初日、議場で自治功勞者の表彰を行いました。表彰者された方は、次のとおりです。(敬称略)

- 横越町自治功勞者
佐藤 昭衛 (亀田町)
渡邊 泰脩 (小杉)
坂井 進 (横越)
曾我 進 (新潟市)
森山 一夫 (横越)
本間 玲子 (亀田町)
津野 アヤ (亀田町)
松長 悦子 (亀田町)
渡辺 一江 (小杉)

役場人事異動

- (保長以上) 4月1日付
()内は前職
- 課長
総務課長 渡辺孝二(総務課 長兼町民生活課長)、企画財政課長 町田和彦(農政商工課長)、町民生活課長 江口 禎二(議会事務局長)、農政商工課長 加藤藤雄(ディサービスセンター長)、議事事務局長 青木俊弘(教育課生涯学習係長≡昇格)
 - 係長
町民税課町民税係長兼管理徴収係長 大竹忠則(出納係長)

◆住民異動の届出について◆

住所を変更する届出は、居住関係の証明、選挙人名簿の登録、学校の転入学、国民健康保険・国民年金の資格や給付、印鑑の登録と証明など日常生活と密接な関係があります。大切な手続きですので、早めに行ってください。

種 類	期 間	届出人	国民健康保険 健康証	国民年金 手帳	証明書 登録	転出 書
転入届	横越町に引越してきたとき	引越してから14日以内	○	○	○	○
転出届	横越町外に住所を移すとき	あらかじめ転出する日まで	○	○	○	○
転居届	横越町内で住所を移すとき	変更した日から14日以内	○	○	○	○
世帯主変更届	転出・転居・死亡などで世帯主の変更が生じたとき	変更した日から14日以内	○	○	○	○

県内において、不正な住民異動届による財産侵害事件が頻発していることから、窓口で身分確認を求める場合があります。なお、代理人による届出の場合は、委任状、印鑑を忘れずに持参してください。

開かれた行政とプライバシーの保護に向けて

情報公開制度・個人情報保護制度

今年10月1日よりスタート

町では、3月議会において情報公開条例と個人情報保護条例が制定され、今年10月1日から施行されることになりました。「情報公開制度」は、町民参加による公正で開かれた行政を一層進めることを、「個人情報保護制度」は、町民のみなさんのプライバシーを守ることを目的としています。

情報公開制度とは
町が保有する事務や事業についての情報を、町民の皆さんからの請求に応じて公開する制度です。そのことにより町政に対する理解と信頼を深めていただくことを目的としています。

情報を請求できる人
次の人が情報を請求できます。
・町内に住所のある人
・町内に事務所または事業所がある法人又はその他の団体
・役場が行う事務事業に利害関係のある個人、法人、団体

対象となる情報
平成11年4月以降に役場が作成し、取得した文書・地図・写真などで、決裁等の手続きが終了し、役場で管理している情報が対象になります。

公開しないことがある情報
次の様な情報は公開しないことがあります。
・法令の規定により公開できない

情報公開請求の方法
公開の請求には、所定の請求書に記載された事項を記入のうえ、情報公開窓口(総務課)に提出してください。
請求のあった情報については、原則として請求された日から15日以内に公開するかしないかを検討し、通知します。

個人情報保護制度とは
町が個人情報の収集・管理・利用に関して、具体的なルールを定めるとともに、本人の請求に応じて情報の開示や訂正などを行い、個人のプライバシーを保護しようとするのが個人情報保護制度です。

個人情報の収集
個人情報の収集は、必要かつ最小限で行います。行うときは、目的を明示し、本人(代理人も含む)から直接収集します。ただし、本人の同意がないときや法令等に定めがあるときは例外となります。

保管について
収集した情報は漏洩や滅失等の事故が起きないように適正に管理し、収集した目的以外に利用したり提供したりすることはありません。また、保管の必要がなくなつたときは、速やかに、確実に廃棄します。

事業所の取扱いについて
町内で事業を営む個人、法人、団体において、その業務上、個人情報の保管等をする場合、個人情報の重要性を認識し、基本的人権の侵害防止の措置を講じ、

個人情報保護制度とは
町が個人情報の収集・管理・利用に関して、具体的なルールを定めるとともに、本人の請求に応じて情報の開示や訂正などを行い、個人のプライバシーを保護しようとするのが個人情報保護制度です。

開示請求について
町が管理している自分の情報を知りたいときは、閲覧または写しの交付を請求することができます。そのときには本人であることを確認できる書類も一緒に提示してもらいます。ただし、次にあげる情報については開示できないことになっています。
・法令等により開示することができないとされている情報
・個人の評価、診断、判定等に関する情報
・開示することにより、行政執行に著しい支障が生ずるおそれのある情報

不服申立について
情報公開制度における行政情報の公開、個人情報保護制度における開示・訂正等に対する実施機関の決定に対しては不服申立ができます。詳しくは、総務課までお問い合わせください。